

# 第 26 回 福岡市屋外広告物審議会

---

【資料】 違反広告物の是正に向けた取組みについて

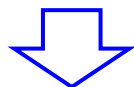
平成 28 年 9 月 8 日

違反広告物の是正に向けた取り組みとして、屋外広告物条例に規定した氏名等の公表の実施や罰則の適用を踏まえ、是正の進め方を整理しました。

## <説明の流れ>

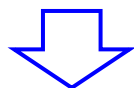
### 1 是正対象広告物

違反している広告物について、法及び条例等の規定に基づいて確認します。



### 2 是正対象の相手方

今回の条例改正により、広告物に関わる人たちの責務とあわせ、是正対象の相手方を明確にし、法令条例等を遵守することを決めました。  
是正の対象となる相手方について、法及び条例の規定に基づいて確認します。



### 3 是正の手順【案】

昨年度の審議会答申を受け、屋外広告物条例を改正し、措置命令に従わない悪質な違反行為者の氏名等を公表できる制度を定めました。(H28.10.1 施行)  
違反広告物等の是正に向け、指導や命令等必要となる手続きを確認し、その進め方を具体的に示します。

## 1 是正対象広告物

### 1 無許可広告物等

- (1) 許可を受けていないが規格には適合している。[条例 5 条 1 項]
- (2) 許可の期間を更新していないが規格には適合している。[条例 10 条 3 項]
- (3) 規格に適合した変更・改造を行っているが変更許可を受けていない。[条例 11 条 1 項]

### 2 無許可かつ規格等基準に適合していない広告物等

- (1) 禁止している地域に表示、設置している。[条例 3 条]※公的なもの等を除く。
- (2) 禁止している物件に表示、設置している。[条例 4 条]※公的なもの等を除く。
- (3) 大きさや高さなどが規格に適合していない。[条例 9 条]
- (4) 変更・改造し規格に適合していない。[条例 9 条]

### 3 禁止広告物等。[条例 8 条]

- (1) 著しく汚染し、たい色し、塗装等がはく離し、破損し、又は老朽化している。
- (2) 倒壊又は落下のおそれがある。
- (3) 信号機等に類似し、若しくはこれらの効用を妨げ、又は道路交通の安全を阻害するおそれがある。

## 2 是正対象の相手方

是正対象の相手方は、条例の規定又は条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物若しくは掲出物件を、表示、設置し、又は所有、占有、管理する下記に掲げる者(条例第 13 条に定める広告物の表示者等)です。[条例 16 条]

- (1) 広告主(広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者)
- (2) 屋外広告業者等(広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者)
- (3) 所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者
- (4) 広告物又は掲出物件を管理する者(広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者)

## 3 是正の手順【案】

### 是正のフロー

巡回／通報・現地調査  
違反事実の確認

条例 16 条 1 項に基づく④「措置命令」  
に向けた行政手続き

是正する場合

① 注意指導

2 週間

② 是正指導

※1  
2 カ月(1 カ月)

③ 是正措置の催告

※1  
2 カ月(1 カ月)

条例 16 条 1 項

④ 措置命令

※2  
※1  
2 カ月(1 カ月)

条例 43 条の 2

公表の通知

2 週間

意見を記載した  
書面の受領

⑤ 氏名等の公表

⑥ 是正措置の催告

※1  
2 カ月(1 カ月)

条例 46-48 条

告発(刑事訴訟法)

屋外広告物法 7 条 3 項

代執行(行政代執行法)

確実な是正に向け  
監視を行う

是正を実施し、又は「確約書」「是正計画書」を提出

措置履行

履行を確認し、  
是正終了

### 【是正のポイント】

- 指導、命令に措置期限を設定し、確実な是正に向け監視を行います。
- 措置命令に従わない場合、責任の所在を明確にし、氏名等の公表により公にすることで違反者への是正強化と再発防止を図ります。
- 違反広告物の是正について、代執行までの流れを整理し、フロー図等により『見える化』を行うことで、違反者の是正意識を高めます。

### 是正指導等の手順

相手方に、法令の目的や概要、違反状況を**注意文書及び口頭**(電話又は面接)で伝え、許可手続きや改修、移転、除却その他必要な措置を講じるよう指導する。  
措置期限は2週間とする。

注意した措置がなされない場合、必要な是正措置を講じるよう**指導文書**を送付する。措置期限は2カ月とし、期限内の是正が困難な場合は「確約書」及び「是正計画書」を提出させる。

指導した措置がなされない若しくは是正計画のとおり履行されない場合、**是正措置催告書**を送付する。  
措置期限は2カ月(是正計画が提出されている場合はその期間)とする。

是正措置の催告に従わない場合、条例第 16 条に基づき除却等の措置を講じるよう**命令文書**を送付する。  
措置期限は2カ月とする。

氏名等を公表する理由を文書で通知し、意見を述べる機会を付与する。

行政手続き条例に準じて、意見陳述は原則として意見を記載した書面の提出により行う。期限は公表の通知が相手方に到達した日より2週間とする。

意見に合理性がない場合、**氏名等の公表**を行う。公表は、市・区掲示場への掲示、市ホームページに掲載等により行う。

**是正措置の催告**を「⑤氏名等の公表」と同時に送付する。  
措置期限は2カ月とする。

刑事訴訟法による手続きを開始する(告発)。裁判を経て罰則が適用される。

行政代執行法に定めるところ従い、相手方に代執行を行う旨をあらかじめ文書で戒告※したうえで実施する。

※戒告とは、行政上の義務の履行を催告する通知行為

### 解説・備考等

文書送付を基本とするが、できるだけ電話又は面接により許可制度から行政処分に至る関係法令等の大要を説明する。過去に違反した者は、①注意指導は行わず②是正指導から行う。

是正計画について、確実に合理的な内容かどうか確認を行う。(是正工事の規模・工期、関係者の調整、資金調達や発注等に係る期間、是正の執行体制など)

※1] 規格基準には適合しているが無許可の場合は、是正措置等を必要としない(許可申請の提出のみ)ため、期限を短縮する。[フロー図の( )内のとおり。]

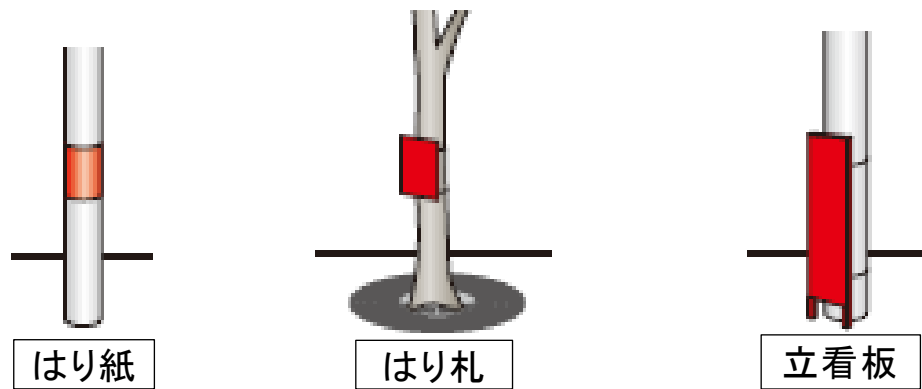
※2] 現地調査の結果、落下や倒壊のおそれがあるなど緊急を要する場合は、④措置命令等速やかな対応を行うとともに、並行して、応急措置等も行う。

## 簡易除却について（法7条第4項）

屋外広告物条例に違反している広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の簡易な広告物又は掲出物件であるときは、当該広告物又は掲出物件を表示した者が分かっている場合でも、**除却措置**が認められている。（簡易除却）

簡易除却の条件は、はり紙では下記の(1)に、はり札等、広告旗又は立看板等では次の(1)、(2)いずれにも該当する場合に限られている。

- (1) 無許可で表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- (2) 管理されずに放置されていることが明らかなとき。\*



※「管理されずに放置されている」とは、下記のいずれかに該当しているものをいう。

- ① 必要な管理をなさず、良好な状態が保持されていない場合（表示されてから相当の期間が経過しているかどうかは要件とされない。）
- ② 行政庁が違反を発見し除却すべき旨を注意・指導したにもかかわらず、除却に必要と認められる期間を経過した後もそのまま放置されている場合

### ■ 路上違反広告物追放登録員制度（市民ボランティア）

簡易除却は、屋外広告物法第7条の規定により、除却する権限を委任することができます。福岡市ではこの規定による登録員制度を設け、多くの市民に登録いただいております。地域の住民と市が一体となって路上違反広告物の追放を推進しています。

《登録団体数：129 団体／登録員数：2,345 人（H28.3.末現在）》

※平成27年度除却実績：5,411 枚

## 【是正のポイント】

違反簡易広告物は、除却することにより違反状態が解消されてしまいます。このため、繰り返し掲出を行う悪質な違反者に対して、氏名等の公表及び罰則を適用するためのフローを別途定めます。

